

川崎市教育委員会懲戒分限等審査委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関に属する職員の懲戒処分、分限処分等の公正を期するため、川崎市教育委員会懲戒分限等審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定に基づく懲戒免職処分に関すること。
- (2) 川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号）の規定に基づく一般の退職手当等の全部又は一部の支給制限処分、支払差止処分、返納処分等に関すること。
- (3) 地方公務員法第28条第1項の規定に基づく分限免職処分に関すること。
- (4) その他職員の懲戒、分限等に関して必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、教育長をもって充てる。
- 3 委員は、教育次長、総務部長、職員部長、庶務課長、教職員人事課長、教職員人事課担当課長をもって充てる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、事案に關係のある所属の長及び關係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会の会務を主宰する。

- 2 委員長に事故があるときは、教育次長である委員がその職務を代行する。

(定足数及び表決)

第5条 委員会は、委員の半分以上の出席がなければ会議を開催することができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員長及び委員が当該案件の当事者又は關係者である場合は、議事に参与することができない。
- 4 委員長は、事案の処理に緊急を要する場合その他特別の事情があると認める場合は、第2条に掲げる事項の關係者への回議により、委員会の会議に代えることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、議事の対象が学校に属する職員（高等学校に属する職員のうち職種名が一般事務職の者を除く）であるときは教職員人事課において、それ以外の職員であるときは総務部庶務課において処理する。

（その他必要な事項）

第7条 この要綱に定めるもの他、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。